

令和5年 第12回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年11月27日（月）午後1時30分～
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室
- 3 出席者
[委員]
教育長 教育委員3名

[事務局]
教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 文化課長 生涯学習
振興課長 学校教育課参事
- 4 欠席者 1人
- 5 傍聴人 0人
- 6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 7 議題及び議事の概要 次のとおり
- 8 議決事項
豊見城市指定有形文化財（歴史資料）の指定について
豊見城市立瀬長島野球場の指定管理者の指定について
専決処分書について
（仮称）豊崎中学校校舎棟建築工事請負契約の変更について
（仮称）豊崎中学校校舎棟電気設備工事請負契約の変更について
（仮称）豊崎中学校屋内運動場棟建築工事請負契約の変更について
豊見城市育英会貸与金償還猶予について
令和5年度（令和6年度進学予定者）豊見城市育英会入学準備金の
貸与審査について
- 9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

<p>教育長</p>	<p>皆さん、こんにちは。これより令和5年第12回定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>それでは日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に、宮城委員を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。それでは会期日程は1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元にお配りしてあります議事日程に沿って進めてまいります。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして日程第3に入ります。教育長の業務報告ですけれども、今日は点検評価がございますので、本日は紙面をもって報告にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第4の議案第21号 豊見城市指定有形文化財（歴史資料）の指定についてであります。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それではご説明申し上げます。議案第21号 豊見城市指定有形文化財（歴史資料）の指定について説明いたします。</p> <p>議案提出日は11月27日です。次に提案理由でございますけれども、読み上げてご説明いたします。令和5年11月20日付、豊教教文第234号にて豊見城市文化財保護審議会へ諮問した豊見城市指定有形文化財（歴史資料）の指定についての答申が別紙のとおり提出されたので、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第14号に基づき議案を提出するとなっております。</p> <p>続きまして、次のページをご覧ください。こちらは令和5年11月8日付豊文保第2号をもって市文化財保護審議会会長より教育長宛ての答申書となっております。</p> <p>続きまして、次のページ。別紙となっておりますがこちらをご覧ください。1の名称及び件数から4の管理者または管理団体の名称と住所まで記載しておりますので、お目通しください。次に、その下のほうから次のページにわたり提案理由を記しております。</p> <p>次のページをご覧ください。段落2つ目のほうからですが、少し読み上げたいと思います。忠魂碑は戦争によって命を失った軍人や軍属の忠義の魂を入れ顕彰するための碑で、日本の近代史の負の遺産である。また軍国主義をとっていた戦前の日本のシンボルでもあり、当時の思想、社会情勢を今に伝える貴重な歴史的資料でもある。戦後78年を迎えた現</p>

	<p>在、戦争体験者が少なくなり多くの命が失われた戦争を後世へ伝えていくことの難しさが増してきている。このような状況も鑑みて、今後も平和の大切さを伝え、過去の過ちを繰り返すことがないように、「物言わぬ証言者」として残し、史実をしっかりと伝える歴史資料として文化財指定を行い、保存・公開することが望ましいということで、文化財保護審議会としては全会一致での決定をいたしております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございました。答申の内容でございますので、ご質問がございましたら委員の皆様よろしくお願いいたします。はい、大城委員。</p>
大城委員	<p>私は特に問題ないと思う。</p>
教育長	<p>大城委員、ありがとうございます。はい、宮城委員どうぞ。</p>
宮城委員	<p>前回もこの委員会に提出されたものだと記憶していますが、負の遺産が全て悪いというわけではなく、それをどう正しく伝えていくかというところがやはり大事な点かなというふうに思います。そういう意味では、ここの下から何行目ですかね、戦後78年を迎えてというところの部分で保存をしていきたいという意志がしっかりと見えてくるのかなという思いがしますので、そのように進めていいのではないかなというふうに思います。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。下條委員。</p>
下條委員	<p>私もこれはすごく名前どおりすてきななので気をつけないといけないかなということで、前回お尋ねしたんですけど、しっかりと平和の大切さを伝えるということで書かれています。そういう目的で文化財として保全して行ってほしいなと思いました。よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。それでは議案第21号 豊見城市指定有形文化財（歴史資料）の指定については、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
	<p>（「はい」と呼ぶ者あり）</p>
教育長	<p>ありがとうございます。それでは提案どおりということで進めてまいります。</p> <p>続いて日程第5の議案第22号 豊見城市立瀬長島野球場の指定管理者の指定についてであります。事務局、説明をお願いいたします。</p>
生涯学習振興課	<p>生涯学習振興課の大城です。ご説明したいと思います。議案第22号 豊見城市立瀬長島野球場の指定管理者の指定についてご説明いたしたいと思います。</p>

	<p>令和5年11月27日に提出となっております。提案理由といたしましては、豊見城市指定管理者選定委員会から選定を受けた団体を、豊見城市立瀬長島野球場の設置及び管理に関する条例第7条及び豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任などに関する規則第2条第3号の規定により、指定管理者として指定するため本案を提出いたします。瀬長島野球場に関しましては今年度、令和6年3月31日に指定管理のほうがか切れるということで、新たな指定管理者の指定となります。</p> <p>次のページに行きたいと思います。豊見城市立瀬長島野球場の指定管理について。申請者、所在地、那覇市泊1丁目3番地の2。名称、有限会社沖縄ゼネラル。代表者、代表取締役 長嶺善憲。2、人員体制ですけれども、統括責任者1名、野球場管理者職員4名、その他職員が6名となっております。3番の実施事業について。野球場の利用許可に関する業務。利用料金の徴収に関する業務。野球場及び附属設備の維持管理に関する業務。野球場周辺の清掃及び管理に関する業務。自主事業実施などとなっております。主な行事は記載されているとおりでございます。あと、下のほうなんですけれども、主な自主事業といたしまして野球スクール、大会誘致、自動販売機管理運営を自主事業で行うということとなっております。管理施設におかれましては施設運営所が瀬長島野球場。場所が瀬長174番地。施設概要、これはグラウンド、カニ公園、駐車場となっております。</p> <p>次に3ページのほうですけれども、豊見城市立瀬長島野球場庁内検討委員会におかれまして、プロポーザルを行いまして各委員の点数が公表されております。400点満点中284点、6割を超えているということで70%。6割を超えているということで、今回指定管理者の優先交渉権を得ております。ちなみにプロポーザルは1者の応募でした。沖縄ゼネラル様1者となっております。以上で説明を終わりたいと思います。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。内容について質問等ございましたら、委員の皆様よろしくお願ひします。はい、大城委員。</p>
大城委員	<p>この人員体制ですけれども、この管理責任者から補助職員、これはみんな沖縄ゼネラルの職員ですか。それとも市職員もいるのですか。</p>
生涯学習振興課	<p>いや、沖縄ゼネラルの職員のみでございます。</p>
大城委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>ほかにはよろしいでしょうか。大丈夫ですか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>

教育長	<p>ありがとうございます。それでは議案第22号 豊見城市立瀬長島野球場の指定管理者の指定については、提案どおり決定したいと思います。決定ということで進めてよろしいですか。</p>
	<p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。 続いて日程第6の議案第23号 専決処分書についてであります。事務局、説明をお願いいたします。</p>
学校施設課長	<p>学校施設課の石川です。今、議案第23号から議案第26号については、豊崎中学校建設工事に係る変更契約についての議案となっております。本日については追加でお配りした豊崎中学校建設事業に係る工事請負契約についてということで、1番から6番まで校舎棟と屋内運動場棟の各工事を発注しておりまして、今回提案しているものが1番から4番まで。これが市議会の議決事項となっている契約となっております。それで、その内容で今回12月議会に報告することがありましたので、本日の教育委員会の議案とさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>まず、議案第23号 専決処分書について説明をいたします。資料のほうをご覧ください。本件は令和4年9月の第10回定例教育委員会、承認第29号で承認いただきました(仮称)豊崎中学校校舎棟附帯設備工事の請負契約について、請負契約額に変更がございましたので地方自治法第180条第1項に基づき専決処分を行ったため、今回の提案となっております。</p> <p>ページをめくっていただいて、2枚目からは今回市議会に提出しております議案書となっておりますので、これで説明いたします。専決処分書になります。まず、真ん中のほうの議決時の契約金額が3億2,140万9,000円、変更金額が125万4,000円、変更後の契約金額が3億2,266万3,000円となっております。2枚目に工事設計変更理由書を添付しておりますが、変更の主な理由としましては建築確認申請で指摘のあった防火区画の変更に伴う設備の変更や、現場に合わせ器具の仕様の変更など、設計の見直し等を行ったことによる数量の変更に伴うものでございます。3枚目に校舎棟の位置図を添付しております。説明は以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ただいま議案第23号 専決処分の豊崎中学校校舎棟建築工事の変更についての提案がございました。これについてご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。はい、宮城</p>

	委員どうぞ。
宮城委員	変更理由届出書のナンバー5、空調設備工事のところで、特別教室の天井扇風機取りやめによる変更とあるのですが、ここは教室には大体扇風機があって、クーラーがあってという設備が今までの設備かなと思っているんですけども、この天井の扇風機を取りやめたという理由は何かありますか。
学校施設課長	今回、特別教室、音楽室とか理科室のほうは、主にクーラーの利用が多いということで、また実験とかで火を使うときに扇風機というところがあるとかという話も伺いましたので、各教室、豊崎中学校は最初から全部クーラーはついているところですので、今回扇風機のほうは取りやめとしております。
宮城委員	分かりました。
教育長	そのほかにございませんか。大丈夫でしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは、ただいまの議案第23号 専決処分については、提案どおり決定ということで進めてまいります。</p> <p>続きまして日程第7の議案第24号 (仮称) 豊崎中学校校舎棟建築工事請負契約の変更についてであります。事務局、説明をお願いいたします。</p>
学校施設課長	<p>引き続き学校施設課、石川です。議案第24号 (仮称) 豊崎中学校校舎棟建築工事請負契約の変更について説明いたします。本件は令和4年9月の第10回定例教育委員会、承認第19号で承認いただきました工事請負契約の変更となっております。</p> <p>ページをめくっていただいて、2枚目からは今回市議会に提出しております議案書となっております。読み上げて説明いたします。1、工事名、(仮称) 豊崎中学校校舎棟建築工事。今回変更契約が1億1,367万6,200円で、変更後の請負金額が25億3,187万円となっております。請負業者は株式会社屋部土建、大晋建設株式会社、有限会社建造、特定建設工事共同企業体。代表者は名護市港二丁目6番5号、株式会社屋部土建、代表取締役仲座義人でございます。2枚目に工事設計変更理由書を添付しておりますが、変更の主な理由としましては基礎工事に伴う土工事等の数量の変更や、建築確認申請で指摘のあった防火区画の変更に伴う資材の変更。現場に合わせた家具等の仕様の変更など、設計を見直したことによる数量の変更に伴うものでございます。これも次のページに校舎棟の位置図を添付しております。説明は以上となっております。</p>

教育長	ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございました内容等に関しまして、ご質問がありましたら挙手でよろしく申し上げます。はい、下條委員。
下條	全然桁が違うと思うんですが、さっきの変更は大体0.3%ぐらい増えている、今回は4.7%ぐらい増えているかなと思うんですけど、何か基礎、土、土工事が多いかなと思うんですけど、何か土が問題があったのか。
教育長	事務局お願いします。
学校施設課長	今回この基礎工事の土工事のほうなんですけれども、今回工事をしている豊崎地域は埋め立て地であったことから、基礎工事をするために土地を掘った際に、下から湧き水のほうが出てきまして、なかなか水を止めないと掘り進めないという状況がございましたので、その水を止めるために矢板と言われる鉄板を地面に刺して、囲って水が入ってこないようにしてという工事が今回追加となったことにより、金額が増額となっております。
教育長	よろしいですか。
下條	はい。
教育長	そのほかは大丈夫でしょうか。それでは、議案第24号（仮称）豊崎中学校校舎棟建築工事請負契約の変更については、提案どおり決定したいと思います。 それでは進めてまいります。日程第8、議案第25号（仮称）豊崎中学校校舎棟電気設備工事請負契約の変更について。事務局、お願いします。
学校施設課長	学校施設課で説明いたします。議案第25号（仮称）豊崎中学校校舎棟電気設備工事請負契約の変更について説明いたします。本件は令和4年9月の第10回定例教育委員会、承認第20号で承認いただきました工事請負契約の変更となっております。 ページをめくっていただいて、2枚目からは今回市議会に提出しております議案書となっております。工事名が（仮称）豊崎中学校校舎棟電気設備工事。今回変更による増額が2,710万4,000円で、変更後の請負金額が3億4,610万4,000円となっております。請負業者は南部電工株式会社、有限会社西部技建、特定建設工事共同企業体。代表者は糸満市西崎町5丁目6番20、南部電工株式会社、代表取締役石川俊三となっております。次のページに変更理由書を添付しておりますが、変更の主な理由としましては学校教育活動に合わせ機器の追加や仕様の変更、安全管理

	<p>のための機器の追加に伴う数量の変更による金額の増額となっております。これも3枚目に校舎棟の位置図を添付しております。説明は以上でございます。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。事務局からの説明がございました。内容等について、質問等がございましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。はい、宮城委員どうぞ。</p>
宮城委員	<p>中身については特にありませんが、教えていただきたいのの一つあります。先ほどの議案第24号もそうでしたけど、今回も請負業者のところ特定建設工事共同企業体という名称があるんですけど、これは恐らく上の南部電工と西部技建との共同体ということだと思んですが、前回、豊中の漏水の問題があったときも補償の問題があったじゃないですか。そのときに、この企業体としてこの2つの会社があるんですけど、その際の、後でその会社に請求するというお話だったかと思いますが、そういう責任の度合いといいますか、責任についてはどういう扱い方になっているんですかね、この共同体というのは。よく分からないので教えてください。</p>
教育長	<p>事務局お願いします。</p>
学校施設課長	<p>結構大規模な特殊な工事等においては、共同企業体ということで何社、2社、3社集まって共同企業体で受けることがあります。その場合に、代表の業者が今で言えば南部電光さんが代表となって共同企業体を組んでいるんですけども、その2社でまず協定書を組んで、出資割合というところを会社同士で協定書を組んで、7対3とかというところで、この工事に関してどれだけ出資をするかというところで協定書を組んで施工していきます。豊見城中学校の漏水の場合の件で、今回請求していくんですけども、その場合も当初の対応としましては代表者であった会社に、まずは請求をしていたんですけども、決してお互いで話し合って責任度合いということで、市としては支払ってもらえればいいという考えだったんですけど、今回、紛争審査にかけるということで、うちとしてはそれぞれに一応請求していくという形にはなっております。なので、まず工事を受けるための共同企業体としては連帯して責任を持つということには変わらないんですけど、ただこの代表者というところでは出資割合で代表者は決まっているところになります。</p>
宮城委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>よろしいですか。それでは議案第25号（仮称）豊崎中学校校舎棟電気設備工事請負契約の変更についてに関しましては、提案どおり決定と</p>

	<p>いうことで進めてまいります。よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして日程第9、議案第26号（仮称）豊崎中学校屋内運動場棟建築工事請負契約の変更について。事務局、お願ひいたします。</p>
学校施設課長	<p>引き続き議案第26号（仮称）豊崎中学校屋内運動場棟建築工事請負契約の変更について説明いたします。本件は令和4年9月の第10回定例教育委員会、承認第22号で承認いただきました工事請負契約の変更となっております。</p> <p>次のページに市議会に提出しております議案書となっております。工事名が（仮称）豊崎中学校屋内運動場棟建築工事。今回変更による増額が4,983万円。変更後の請負金額が17億359万2,000円となっております。請負業者が株式会社南成建設、有限会社仲座開発、株式会社瀬底土建、特定建設工事共同企業体。代表者は那覇市壺川二丁目13番41号、上原ビル103号、株式会社南成建設、代表取締役屋宜宣光でございます。</p> <p>次のページに変更理由書を添付しておりますが、変更の主な理由としましては工事の際に出た残土処分や、地盤改良杭などの実際設計数量から実施数量への精算をするための変更や、防火区画の変更に伴う内装の仕様の変更、舞台、ひな壇などの学校教育活動に必要な家具の追加に伴う変更となっております。最後に屋内運動場棟の位置図を添付しております。説明は以上でございます。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございました。内容に関しまして、ご質問がございましたらお願ひいたします。はい、宮城委員どうぞ。</p>
宮城委員	<p>2ページですね。今の資料の2ページ目、17番。移動式ひな壇等の舞台装置（変更）とあるんですが、今までだと帰るときは、どどどって何名か出て代表が寄せてということなんだけど、これが自動的ではないけど、何か装置がつくような形ですか。</p>
教育長	<p>事務局お願ひします。</p>
学校施設課長	<p>すみません。今までの学校と同じ、持って運ぶものとなっております。</p>
宮城委員	<p>ああ、そうなんですか。</p>
学校施設課長	<p>はい、すみません。</p>
宮城委員	<p>何か少し何かが変わったのかなと、今。</p>
学校施設課長	<p>今までと同じようにして持って運ぶものです。</p>
宮城委員	<p>そうなんですか。分かりました。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>よろしいですか。それでは議案第26号（仮称）豊崎中学校屋内運動場棟建築工事請負契約の変更については、提案どおり決定ということで</p>

	<p>進めてまいります。ありがとうございました。</p> <p>続きまして日程第10、議案第27号 専決処分書について。事務局、説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課の赤嶺です。議案第27号 専決処分書について、説明させていただきます。</p> <p>提案理由といたしましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第3号により、市議会に提出する必要があるということが理由となっております。</p> <p>次のページをご覧ください。こちらに関しましては11月28日の11月臨時議会にて報告する内容となっております。報告第10号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議決により特に指定した事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。専決処分書の内容となっております。こちらのほうは9月25日付で専決処分を行っているところです。こちらの内容につきましては事故の処分ということになっておりまして、下のほうですね。1、事故発生日時ということで令和5年8月23日水曜日、午前9時頃となっております。事故の発生場所といたしましては、ゆたか小学校の敷地内で起こっております。事故の概要といたしましては、校内環境美化整備において体育館、裏庭での除草作業を教職員が行っていたところ、小石が飛び駐車していた被害者車両を損傷させたということで、電動草刈機において除草していたところ、そちらに小石が当たり飛んでしまい、車両を破損させたということです。こちらにつきましては損害賠償額として63万5,110円となっております。内訳といたしましては車両修理代38万8,710円、代車使用代金24万6,400円となっております。和解の内容ということで相手方に損害賠償金として損害賠償額を支払い、相手方はその後の請求を破棄する内容となっております。説明のほうは以上となります。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ただいまの専決処分書についての内容についての説明がございました。ご質問がございましたらよろしくお問い合わせいたします。はい、大城委員。</p>
大城委員	<p>前に聞いたかなと思うんだけど、ダブるかもわからないけれども、使った草刈り機だよ。これは紐状なのか、何というのかな、板なのか。紐状のものは石が飛んで危ないわけです、僕ら使っていて。板はあまりこういう事故はないんだけど。</p>

教育長	事務局お願いします。
教育総務課長	すみません。草刈り機ということは聞いているんですが、この草刈り機の種類まではちょっと聞き取りをしてなくてですね、そちらのほうに小石が飛んだというのは聞いております。
大城委員	多分、紐状のものではないかと。はい、分かりました。
教育長	よろしいですか。はい、宮城委員どうぞ。
宮城委員	代車の代金がかかりかかっているんですけど、修理にそれだけの期間がかかったということなんでしょうか。
教育長	事務局お願いします。
教育総務課長	すみません。期間のほうは今把握はしてないんですけども、修理に出した際に、車両販売用の専門店に修理を依頼したために、ちょっと期間が長くなったということで代車の料金がこれだけかかったようです。
宮城委員	分かりました。
教育長	よろしいですか。進めてよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第27号 専決処分書についての提案は、提案どおり決定ということで進めてまいります。ありがとうございます。 続きまして日程第11の議案第28号 豊見城市育英会貸与金償還猶予についてと日程第12の議案第29号 令和5年度(令和6年度進学予定者)豊見城市育英会入学準備金の貸与審査についての審査の前に、この2つの議案に関しては個人情報が含まれておりますので、個人情報保護のため非公開とさせていただきます。よろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは休憩します。
	休 憩 (14時07分) 再 開 (14時10分)
	(議案第28号・議案第29号 反訳なし)
	(その他案件 反訳なし)
教育長	確認事項よろしいでしょうか。 それでは、これを持ちまして令和5年第12回定例教育委員会の全日程を終了いたします。お疲れさまでした。

(署名欄)

教育長 瀬長盛光

教育委員 宮城伸子